

## 4—4 信州創生推進資金（省力化投資向け）

### (1) 貸付対象者

- ア 中小企業省力化投資補助金、業務改善助成金、賃上げ環境整備促進補助金（基本型）又はデジタル化・AI導入補助金の交付決定を受けて設備導入等を行おうとする者
- イ 中小企業等経営強化法第52条第1項の規定による認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備等の導入を行おうとする者
- ウ AI・IoT・ロボットに関する研究開発を行おうとする者又はAI・IoT・ロボットを用いた設備導入等※により生産性向上を図ろうとする者
- エ 物流の効率化に資する設備導入又は環境整備等により生産性向上を図ろうとする者（物流・運送事業者や荷主事業者）

※「長野県デジタル化一貫支援サイト」に掲載されているアプリケーション等の導入を含む

### (2) 貸付条件

|            |  |
|------------|--|
| 貸付限度額      | 設備資金 1億5,000万円<br>運転資金 3,000万円   |
| 貸付利率       | 年1.3%  |
| 貸付期間<br>※1 | 設備資金 10年以内（うち据置1年以内）<br>うち土地・建替 15年以内（うち据置1年以内）<br>運転資金 7年以内（うち据置1年以内） |
| 担保         | 必要に応じて徴する  |
| 保証人        | 必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要  |
| 返済方法       | 元金均等による月賦返済  |

### (3) 申込書類

|  |
|--|
| <b>ア 共通提出書類</b>  |
| ① 融資あっせん申込書（様式第1号）   |
| ② 事業計画書（様式第21号～第21号の3のうち該当するもの）  |
| ※ 前記(1)貸付対象者ア及びイに該当する者にあっては、②は不要（中小企業省力化投資補助金の「カタログ注文型」の場合は様式第21号が必要）                  |
| ③ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要）                 |
| ④ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書）  |
| ⑤ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる） |
| ⑥ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類  |

|  |
|--|
| <b>イ 前記(1)貸付対象者 ア の場合</b>  |
| <p>⑦ 補助金交付決定通知の写し</p> <p>⑧ 事業計画書（中小企業省力化投資補助金の「カタログ注文型」の場合は様式第 21 号、中小企業省力化投資補助金の「一般型」、業務改善助成金※1、賃上げ環境整備促進補助金（基本型）※2、の場合は補助金申請時に添付した事業計画書、デジタル化・AI 導入補助金の場合は様式第 21 号の 2）</p> <p>※1：中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金（上乘せ）又は賃上げ環境整備促進補助金（人材育成追加型）の受給を予定している場合は提出予定の交付申請書を含む</p> <p>※2：賃上げ環境整備促進補助金（人材育成追加型）の受給を予定している場合は交付申請書を含む</p> |
| <b>ウ 前記(1)貸付対象者 イ の場合</b>  |
| <p>⑨ 先端設備等導入計画に係る認定申請書及び認定書の写し</p>   |
| <b>エ 設備資金の場合</b>   |
| <p>⑩ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可）</p> <p>⑪ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る）</p> <p>⑫ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る）</p> <p>⑬ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図</p>  |
| <b>オ 提出部数</b>  |
| <p>4 部（なお、③、④は市町村及び県あて 2 部。⑥は各機関の定めるところによる）</p>  |

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

#### (4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

#### (5) その他のポイント

ア 前記(1)貸付対象者 アのうち、業務改善助成金の交付決定を受けて融資を申し込む場合であつて、中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金（上乘せ）又は賃上げ環境整備促進補助金（人材育成追加型）（ただし、補助対象経費の内訳が異なる場合を除く）の上乘せ補助の受給を予定している場合は、補助対象経費から受給予定の補助額を除いて申込むこと。

イ 前記(1)貸付対象者 アのうち、賃上げ環境整備促進補助金（基本型）の交付決定を受けて融資を申し込む場合であつて、賃上げ環境整備促進補助金（人材育成追加型）（ただし、補助対象経費の内訳が異なる場合を除く）の受給を予定している場合は、補助対象経費から受給予定の補助額を除いて申込むこと。

ウ 前記(1)貸付対象者 イに該当する者にあつては、計画の実施期間（実施時期）内に貸付実行がされること。また、計画に記載のある資金の申込に限る。